

ウキウキ 分會レクリエーション



【本所第二分会・浅見英夫通信員】二月二〇日（日）四四人の参加で山梨方面にてレクリエーションを開催しました。中央道を進み、まずは談合坂SAで休憩。ここで、技術研修センターの関係で松本に向かう西田委員は狭いものです。最初は立ち寄り地は敷島梅の里公園。満開少し前の梅を觀賞し、次の山梨金銀資料館へ。ここには古代から今に至るまでの

貨幣や、日本最古の貯金通帳の実物が展示してあり、皆さん興味津々。やっぱり皆さんお金は大好き。続いてはモンテデ造でワインを中心にいろいろなお酒を試飲。桃やお茶のお酒もあり、実際に飲んで気に入ったものを購入しました。そしてお待ちかね、石和温泉ホテルふじのランチバイキング。ほうとうや話題のB級グルメ鳥もつなど甲州名物に舌鼓。お腹いっぱいになり、午後は信玄餅で有名な桔梗屋や、キムチ工場、わさび工場を巡り、大満足の一日でした。また楽しいレクリエーションを企画しますので、本二分会の皆さん、是非で参加ください。

安全が

KさんIIアンテナ工事に

おいて、屋根から降りる際、はしごを踏み外し約4mの高さから転落し、左手の甲を負傷。

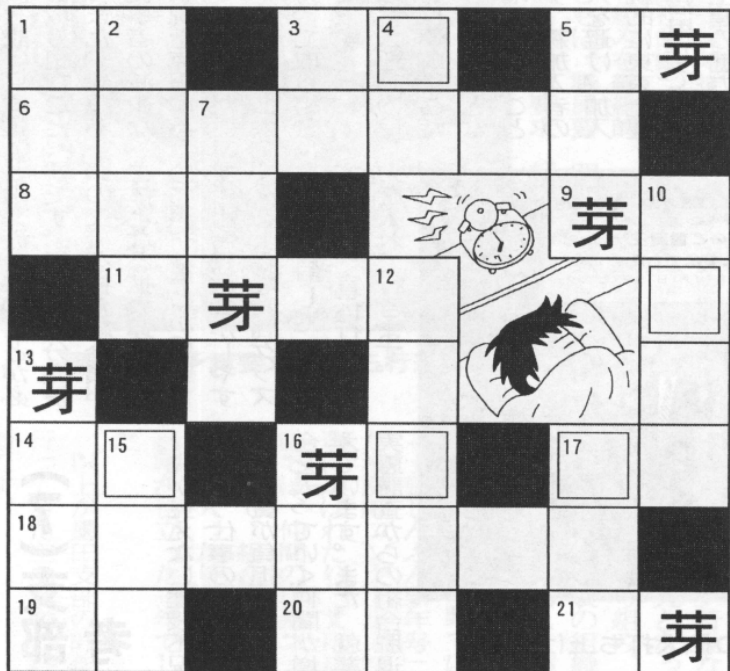
ⅠさんⅡ電動ドライバー

でビスを打つ際、誤ってビスから電動ドライバーがはずれ、ビスを押さえていた左手をついてしまい、人差し指を負傷。

擴大狀況表

分会	本所第一	本所第二	八 広	押 上	ひきふね	文 花	立花第一	墨 田	立花第二	直 属	転入・転出	合 計
拡大	0	2	2	0	1	0	1	1	0	1	転 入	8
脱 退	3	0	3	6	0	1	2	5	3	5	0	30
増 減	-3	2	-1	-6	1	-1	-1	-4	-3	-4	転 出	-22
人 数	340	215	298	169	494	113	172	343	325	639	2	3108

《解き方》「芽」は「メ」または「ガ」と読んでください。二重ワクの5文字をうまくならべると言葉ができます。それが答えです。答えのヒント・中の絵。



5	松・竹・……	9	天……孤独の高齢者が増加しています
3	「河岸」の読み方	14	結婚式のときの「主
1	冬眠します	11	身ぎれいにして……
	——ヨコの力ギ——	6	春に北上します
		8	団体などで行く旅行

頭の体操 効果

クロスワードパズル

は……ことば

16 日本に冬来る渡り鳥

17 日本ハムの……ちゃん

18 斎藤投手です

19 清少納言の『枕草子』

20 の書き出しの部分

21 ……八十一

22 遠くの島が……のように見える

23 ……うるわしい女性

24 タテの力ギ

25 一度はおいでドッコ

26 イシヨ

27 一幕が終わって次の幕の始まりまで

28 万病のもと、ご用心

29 寒い……から冷える

30 スエズ、パナマとい

31 えば

32 塩、しょうゆ、とん

33 こつ

34 「ご老公」の切り札

35 グウ、チョコキ、パー

36 友だちの家などに泊まる

37 紅茶にも入れます

38 高層ビルを……に歩く

39 お茶を飲みます

クロスワードパズルの答えが分かった方は、答・名前・住所・土建しんぶんの感想をご記入の上、20日までに葉書又はE-mailでご応募ください。抽選で5名の方に図書カードをプレゼントします。

〒131-0032 墨田区東向島2-11-13
東京土建墨田支部 土建しんぶん係
E-Mail : info@tsken-sunika.org

答え「オニハット」
(鬼は外)

チ	コ	レ	ト	シ
ヤ	豆	ツ	ウ	シ
バ	ハ	ッ	フ	ブ
シ	ハ	ッ	二	シ
ラ	豆	ク	カ	シ
コ	シ	ダ	ケ	ヤ
ア	ウ	カ	イ	ソ
オ	キ	豆	イ	ク
				豆

携帯電話で仕事情報



携帯電話で閲覧できる、東京土
建モバイル版ホームページから求
人情報へアクセスできます。左の
QRコードをカメラ付携帯電話の
バーコードリーダーで読み取り、
求人情報コーナーへ。求職中の方
は、ぜひ一度ご覧下さい。

QRコード

ホームページや組合機関紙へ求
人情報掲載希望の方は、組合までご連絡下さい。

パソコンからは東京土建HPへアクセス!
http://www.tokyo-doken.or.jp

東京土建墨田支部ホームページ

『東京土建墨田支部』でクリック

東京土建墨田支部

検

<http://www.doken-sumida.org/>

共済事由	件数	金 額
疾病見舞金	15 件	2,961,000
死亡弔慰金	6 件	260,000
結婚・出産等祝金	11 件	370,000
合 計	32 件	3,591,000

＊みんなのたすけあい＊
—今月の給付より—

仕事のトラブル・家族
のなやみごとなど、法
律上の問題ならなんでも
弁護士が相談にのってくれます。
● 毎月第三金曜日 ● 午後一時
● 組合事務所相談室

